三田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

\boxtimes	分	住民基本台帳人口	歳出額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
		(20年度末)	A		В	B/A	19年度の人件費率
2	0年度	人	千円	千円	千円	%	%
		113,183	36,362,080	570,011	7,661,119	21.1	24.3

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	731	2,900,561	889,196		5,062,750	6,926

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、20年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

平成21年4月1日現在の給与等減額状況は次のとおりです。

①特別職等

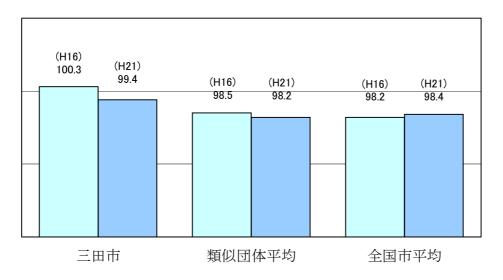
	給料
市長	20%削減
副市長	15%削減
教育長	10%削減
措置期間	平成19年4月から平成24年3月まで

②一般職

	管理職手当
部長·室長級	10%削減
課長·副課長級	5%削減
措置期間	平成18年4月から平成24年3月まで

	給料(行政職給料表適用職員)
部長·室長級	5%削減
課長·副課長級	4%削減
課長補佐級以下	2%削減
措置期間	平成20年4月から平成24年3月まで

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国ベース)	
三田市	42.4 歳	336,198 円	453,927 円	389,354 円	
兵庫県	44.2 歳	346,200 円	442,126 円	396,869 円	
国	41.5 歳	325,521 円	_	391,770 円	
類似団体	43.8 歳	340,787 円	406,300 円	374,911 円	

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
区分				(A)	(国ベース)
三田市	45.7 歳	132 人	324,646 円	406,394 円	367,443 円
うち清掃職員	45.4 歳	59 人	342,115 円	453,589 円	391,208 円
うち学校給食員	41.1 歳	26 人	300,836 円	363,253 円	344,012 円
うち用務員	51.8 歳	27 人	311,186 円	347,459 円	338,231 円
兵庫県	49.1 歳	1,014 人	335,800 円	406,009 円	371,548 円
围	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	_	322,737 円
類似団体	47.8 歳	90 人	324,241 円	359,204 円	344,762 円

③教育職(幼稚園教諭職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額						
				(国ベース)						
三田市	41.6 歳	328,359 円	384,898 円	357,892 円						
兵庫県	44.0 歳	380,900 円	443,318 円	- 円						
類似団体	42.8 歳	331,298 円	356,524 円	- 円						

- (注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(21年4月1日現在)

区	三田市		兵 庫 県		国		
一般行政職	大 学 卒	学 卒 182,084 円		174,330	円	172,200	円
	高 校 卒	146,804	円	140,888	円	140,100	円
技能労務職	高 校 卒	146,804	円	137,280	円	_	
	中学卒	132,888	円	125,190	円	_	1
幼 稚 園	大 学 卒	182,084	円	_	円	_	-
教 育 職	短 大 卒	168,756	円	_	円	_	_

(注)1 技能労務職の初任給については年齢幅を設けて、職種ごとに基準額を設定しております。高校卒については、18歳採用時の初任給基準額、また、中学卒においては15歳採用時の初任給基準額を記載しております。 初任給においても、平成20年4月から平成24年3月までの間、2%の削減を行っています。 (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (21年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,539 円	318,140 円	368,857 円
	高 校 卒	223,930 円 ※	269,206 円 ※	408,257 円 ※
技能労務職	高 校 卒	282,730 円	323,020 円	358,043 円 ※
	中学卒	- 円	333,715 円	377,790 円 ※
教育職(幼稚	大学卒	249,704 円 ※	- 円	369,705 円 ※
園教諭職)	短大卒	- 円	297,479 円 ※	329,721 円 ※

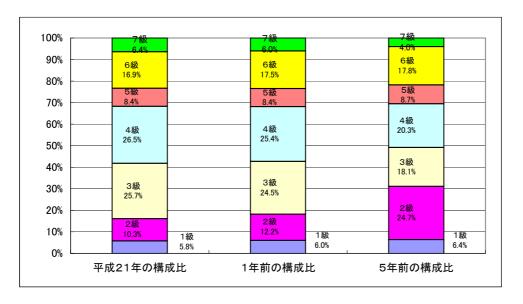
(注) ※印は該当職員が少なく、3人以下の平均額です。また、技能労務職の中学卒で経験年数20年の欄は、該当者がいないため経験年数21年の平均額を記載しています。同様に、教育職(幼稚園教諭職)の大学卒で経験年数20年の欄は経験年数22年の平均額を記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (21年4月1日現在)

	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7	級	部長 室長・次長	人 30	% 6.4
		12 7/2		
6	級	課長	人	%
		副課長	79	16.9
5	級	課長補佐	人	%
Э	形义	珠 文佣任	39	8.4
4	級	係長	人	%
4	形义	主査	124	26.5
3	級	主任	人	%
Э	形义	土住	120	25.7
	¢π.	事務職員	人	%
2	級	技術職員	48	10.3
_	(cri	事務職員	人	%
1	級	技術職員	27	5.8

- (注) 1 三田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 昇給の実施時期

毎年1月1日

2 勤務評定

勤務成績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。

3 昇給への勤務成績の反映状況 懲戒処分、分限処分、病気休暇等による昇給号給数の調整を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

-/ ////						
三目	市	Ì	兵 庫	県	[3	<u> </u>
1人当たり平均支給額	1人当たり)平均支給額	頁(20年度)	_	_	
1,745	1,745 千円		1,992 千円			
(20年度支給割合)	(20年度支給割合)		(20年度支給割合) ((20年度支給割合)	
期末手当	期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.50 月	分 3.00	0 月分	1.50 月分	3.00 月分	1.50 月分
(1.60)月分	(0.75)月	分 (1.60	0)月分	(0.75)月分	(1.60)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置	置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の総	職制上の月	段階、職務の	級等による加算措置	間 職制上の段階、職務の級等	による加算措置	
・役職加算 5~2	•役職加	算 4~10%(抑制前 5~20%)	·役職加算 5~20%		
		•管理職	加算 5~10	%(抑制前10~25	・管理職加算 10~25	5%

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

- 1 勤務評定
- 勤務成績の評定は、地方公務員第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員を対象に実施しています。 2 勤勉手当への勤務実績の反映
 - 分限処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

(2) 退職手当(21年4月1日現在)

Ξ	田	市	围
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置(2%~20%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額	2,987 千円	26,286 千円	

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

\ _ /				
支給実績(184,955 千円		
支給職員1人当たり平		253 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)
全地域	6 %	7	'31 人	5 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
	%	6 %

⁽注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

#した職員)	支給実績(20年度決算)	1 + 47/1 1 90(1)		36,207 千円				
手当の種類 (手当数)	支給職員1人当たり平均支	給年額(20年度決算)		73,892 円				
主な支給対象職員 主な支給対象職例 上述支給対象素務 左記職員に対する支給単価 市税 版収・滞納処分 = 当 有に同じ(又は右の業務に従	職員全体に占める手当支約	合職員の割合(20年度)		64.6 %				
市民徴収・滞納処分手当	手当の種類(手当数)			25				
#した職員)	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価				
「元禄平したとき 一方に同じ(又は右の業務に従 事した職員) 「元禄平したとき 一方に財政 (少感 日本 中 大 日 東 日 本 日 中 大 日 東 日 本 日 中 大 日 東 日 本 日 中 大 日 東 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本	市税徵収·滯納処分手当		税の徴収を主たる業務 とする者が訪問徴収に 従事したとき					
事した職員) 北京の北京に対する原棟に関する法律や成り (上間する法律や成り (上間する法律や成り (上間を発育)は第二年の東海には (開加の年法律第166) 等別条に残産する感染症又 は家畜伝染病予防法 (開加の年法律第166) 等別条に残産する感染症の 可能いめかる物件の処理 作業に従事したとき ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入る ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入る ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入る ((2)との併給はしない) ((2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との付除にない) ((2) 生活保護法昭和 25年法律第129分。を入り、27年 ((2)との付除にない) ((2) 生活保護工法・第 (2) を入り、27年 ((2) との収容 ((2) 年上ととを、環境センターに動務する職員でごみの収集・処理業務に直接後事したときスターに動務する職員でごみの収集・処理業務に直接後事したときスターに助務する職員でにの保守に債業務に従事したとき、環境センターに助務する職員でに対している。(2) 年上とを、環境センターに助務する職員でに対している。(2) 年上とを、環境センターに助務する職員でに対している。(2) 年上とを、環境センターに動務する職員でに対している。(2) 年上と、環境センターに動務する職員では対している。(2) 年上と、環境センターに動務する職員では対している。(2) 年上に職員 (2) 年上と、環境センターに動務する職員では対している。(2) 年末に関している。(2) 年末に関し			税の差押え等滞納処分					
事した職員) 「保護指導を行ったとき ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法昭和 23年法律第144号)、児童福社法昭和23年法律第164号)、是予及び 事婦福祉法昭和33年法律第164号)、是予及び 事法律第129号)、老人福 祖法昭和33年法律第 283号 計2(は知的障害者福祉法昭和35年 法律第37号)に規定する指置等のケースワーク又は市民病院における医療相談に従事したとき (2)を (2)を (2)を (2)を (2)を (2)を (2)を (2)を	防疫作業手当		症の患者に対する医療 に関する法律(平成10 年法律第114号)第6条 第2項、第31項及び第4 項に規定する感染症又 は家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166 号)第2条に規定する家付 者した物件又は付着の 疑いのある物件の処理	1回 500円				
事した職員)	社会福祉業務手当		9保健指導を行ったとき ((2)との併給はしない) (2) 生活保護法(昭和 25年法律第144号)、 建第164号)、母子及び 寡婦福祉法(昭和29年 法律第129号)、包 法律第129号)、名 法(昭和38年法律第133号)、身体障法(昭和38年法律第133号)、身体障害法的第二人。 (133号)若しくは知和35年 法律第37号)に規定する措置等のケースワよ方と る措置等のケースワンける医療相談に従事した	日額 140円				
 衛生業務手当 右に同じ(又は右の業務に従事したとき、事は大職員) お職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、環境センターに勤務する職員でし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又はカリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点接業務に従事したときときるときをときるときるときをときるときるときるときるときるときるときをできます。 カリーンセンター・環境センターに動務するを実験及び副作業長ので副作業長ので副作業長手当 カリーンセンター、環境センターに動務するを実験及び副作業長ので副作業長の正に動務するを実験を必要した。 カリーンセンター、環境センターに動務するを実験をできます。 カリーンセンタースは環境センターに動務するを実験をできます。 カリーンセンタースは環境センターに動務するを実験をできます。 カリーンセンタースは環境センターに動務するを実験をできます。 有害息獣等の死廃動物を対象するので表別を表している。 有害息獣等の死廃動物を対象するを表している。 有害息獣等の死廃動物を表している。 有害息獣等の死廃動物を表している。 	行旅病人等措置手当		人の収容に従事したと き	死亡人(1体) 1,100円				
事した職員) する職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、環境センターに勤務する職員でし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又は対リーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき又はカリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき事した職員)			業務に従事したとき	7/1/7/ 1,000 1				
ター作業長手当 事した職員) 境センターに勤務する 作業長及び副作業長 クリーンセンター・環境セン ター班長手当 右に同じ(又は右の業務に従 事した職員) クリーンセンター又は環 境センターに勤務する 班長 死廃動物処理手当 右に同じ(又は右の業務に従 有害鳥獣等の死廃動物 1件 400円		事した職員)	する職員でごみの収 集・処理業務に直接従 事したとき、環境セン ターに勤務する職員で し尿の収集・処理業務 に直接従事したとき又 はクリーンセンターに勤 務する技術職員で炉の 保守点検業務に従事し たとき					
ター班長手当 事した職員) 境センターに勤務する 班長 死廃動物処理手当 右に同じ(又は右の業務に従 有害鳥獣等の死廃動物 1件 400円	ター作業長手当	事した職員)	境センターに勤務する 作業長及び副作業長					
	ター班長手当	事した職員)	境センターに勤務する 班長					
事した職員) の処理作業に従事したとき	死廃動物処理手当	右に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	の処理作業に従事した	1件 400円				

現場危険業務手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	(1) 地上又は水面上10メートル以上の高所及び急傾斜性でありた。 が急傾斜地に従事した。) (2) 地表面下はおきいかりは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下で	(1)~(3) 日額 200円 (4) 日額 2,000円 (深夜に及ぶ場合は2,500円) (5) 日額1,000円 (深夜に及ぶ場合は1,500円)
用地取得交渉手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	用地の取得交渉に従事 したとき	日額 400円
医師特別手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師	月額 院長 291,000円 副院長 260,000円 部長 252,000円 医長 245,000円 副医長 220,000円
診療手当	市民病院に勤務する医師で勤務時間外に右のいずれかに該当するとき	(1)医師が救急外来等において緊急業務(呼出時を含む。)に従事したとき (2)医師が自科の入院患者の急変時等に緊急の診療に従事したとき (3)産科医師が出産に従事したとき(小児科医が出産に立ち会ったときを含む。) (4) 麻酔科医師が緊急手術業務従事に備えあらかじめ自宅で待機を命ぜられたとき(5)小児科医師が小児教急輪番業務に従事したとき	1時間につき 部長 4,000円 医長・副医長 3,500円 医員 3,000円 1時間につき 部長 1,400円 医長・副医長 1,200円 医員 1,100円 1件につき 14,000円 1回につき 2,500円
特別診療手当	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	市民病院に勤務する医師 で宿直勤務又は日直勤務 に引き続き診療業務に従 事したとき	1時間 2,000円 ただし、午後1時移行に適用 し、5時間以上の場合は10,000 円を限度とする。
宿日直特別手当	右に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市民病院に勤務する医師で同一月に4回以上の宿 直勤務又は日直勤務に従 事したとき(宿日直手当に 加算)	月額 2,400円

	后に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	(1) 医師が宿直勤務又は 日直勤務中に救急患者の 緊急入院措置を行ったとき	1人につき 5,000円
		(2) 医師が(1)の緊急入院 措置の後、主治医として治 療に従事したとき	1人につき 3,000円
		(3) 医師が4日以上引き続き休日となる場合に救急業務に従事し、外来患者(入院措置を行った者を除く)を診療したとき	1人につき 1,000円 ただし、1回の宿直勤務又は 日直勤務につき10,000円を限 度とする。
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市民病院に勤務する医師 で勤務時間外に緊急呼び 出しを受けて全身麻酔管 理業務に従事したとき	1件 20,000円
勤	市民病院に勤務する職員で 助務時間外に右のいずれか に該当するとき	(1) 放射線技師がエックス線その他照射作業に従事したとき及び看護師がエックス線その他照射作業の補助業務に従事したときときといる。 (2) 検査技師が細菌検査作業等に従事したとき	日額 270円
		(3) 薬剤師が劇薬等人 体に有害な薬品を取り 扱ったとき	
		(4) 理学(作業)療法 土、臨床工学技師、言 語聴覚士及び視能訓 線士が感染症患者又は 感染の恐れのある患者 にかかる医療に従事し たとき	
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市民病院に勤務する助 産師、看護師及び准看 護師	月額 10,000円
	に同じ(又は右の業務に従 「いた職員)	市民病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師で夜間勤務に従事したとき	1回 準夜 2,900円 深夜 3,300円 準夜に引き続く深夜 6,800円
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市民病院に勤務する給 食調理師で時差出勤を するもの	月額 2,400円
	に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市民病院に勤務する職 員で勤務時間外に緊急 呼出を受けて業務に従 事したとき(医師除く)	深夜 1,300円
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	消防職員が危険業務に 従事したとき	救急出動 救急救命士資格者 1回 250円 その他の職員 1回150円 水火災出動 1回 250円 はしご車での高所作業、潜水 器具を着用しての潜水作業 日額 200円
	らに同じ(又は右の業務に従 事した職員)	消防職員が深夜の勤務 に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の勤務時間が5時 間以上の場合は700円
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	市の主催する行事で任 命権者が定める業務に 従事する職員	日額2,000円を超えない範囲に おいて、1日の従事時間等を考 慮して別に定める額
	古に同じ(又は右の業務に従 事した職員)	年末年始の休日におい て特に必要があつて勤 務を命じたとき	日額(又は1勤務) 6,800円(従事 時間が4時間未満の場合は 3,400円)

(5) 時間外勤務手当

支	給	J	₹ 績	(20	年	度	決	算)	264,037 千円
職	員 1	人旨	自たり	平均	支 給	年額	(20	年度	決争	算)	361 千円
支	給	J	₹ 績	(19	年	度	決	算)	274,202 千円
職	員 1	人旨	当たり	平均	支 給	年額	(19	年度	決争	算)	363 千円

(6) その他の手当(21年4月1日現在)

)その他の手当(21年4月1日現在)											
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)						
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外の扶養 親族 6,500 円 (配偶者のない扶養 親族1人11,000円) ただし、満16歳の年度 初めから満22歳の年 度末までの子がいる場 合は、(2)の額に5,000 円	同	_	106,383 千円	239,063 円						
住居手当	(1)家賃支払者 家賃支払額において 最高31,000円まで (2)持家の世帯主 (新築、購入5年以内) 6,500円 (新築、購入5年超) 4,000円	異	(1)家賃支払者 家賃支払額にお いて最高27,000円 まで (2)持ち家の世帯 主(新築、購入5年 以内)2,500円	60,334 千円	131,734 円						
通勤手当	(1)交通機関利用者 実費支給 ただし、 最高限度55,000円まで (2)交通用具利用者 通勤距離に応じて 3,900 円から29,700円まで (3)1及び2の併用者 最高限度55,000円まで	異	(2)交通用具利用 者 通勤距離に応じ て2,000円から 24,500円まで	84,970 千円	127,967 円						
管理職手当 ※平成18年4月1日から平成24年3月31日の間、下記のとおり減額・右の(1)から(3)の者支給額の10%・右の(4)から(5)の者支給額の5%	(代表的な役職と給料 月額に乗じる支給率) (1)市参事 100分の20 限度額 85,000円 (2)部長 100分の20 限度額 75,000円 (3)室長 100分の18 限度額 65,000円 (4)課長 100分の16 限度額 60,000円 (5)副課長 100分の12 限度額 45,000円	異	職責に応じて俸給 額の8%~25%	90,336 千円	645,257 円						
休日給	勤務1時間当たりの給 与額の100分の135	同	_	24,184 千円	318,211 円						

夜勤手当	勤務1時間当たりの給 与額の100分の25	同	_	5,229 千円	68,803 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命ぜられた職員には、そ の勤務1回につき次の額 を支給 (1)下記以外 4.200円 (2)三田市民病院に勤務 する職員で、入院患者の 病状の急変等に対処する ための宿日直勤務 ・医師又は歯科医師 20,000円 ・その他の職員 9,300円 ※(1),(2)ともに、勤務時間 が5時間未満の場合は、 その勤務1回につき2分の 1の額	異	宿日直勤務1回に つき、4,200円を支 給	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手 当 ※平成19年4月1日か ら平成24年3月31日ま での間、支給凍結	管理職の職員が臨時又は 緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週 休日又は休日に勤務を 行った場合、勤務1回に つき次の額を支給 (1) 部長・室長級 8,000円 (2) 課長・副課長級 6,000円	異	勤務一回につき、 最高限度12,000円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(21年4月1日現在)

	区	-		分		給	————— 料	<u> </u>	月	額		等
),j		小口	111		(参考)類(い47 旦 古 /	最低額
40	-+-		ш	4-4	E		000 000					
給	Ш		шJ	村	文		800,000	円	1,080,000	円/	677,600	円
						(1,000,000	円)				
料	副	市	町	村	長		680,000	円	840,000	円/	611,200	円
						(800,000	円)				
	議				長		623,000	円	623,000	円/	431,000	円
報						(円)				
	副		議		長		538,000	円	538,000	円/	369,000	円
7011						(円)				
酬	議				員		490,000	円	490,000	円/	339,000	円
						(円)				
	市	X	町	村	長	(20年度)	支給割合)					
期	副	市	町	村	長		4.50		月分			
末手	議				長	(20年度)	支給割合)					
当	副		議		長		4.50		月分			
	議				員							
退						(算定方	式)		(1期の手当額)	(支給時	期)
職手	市	区	町	村	長	給料月額×	在職月数×0.4	11	15,744,000 円 任期ごと			
当	副	市	町	村	長	給料月額×	在職月数×0.2	25	8,160,000 円			

⁽注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額です。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

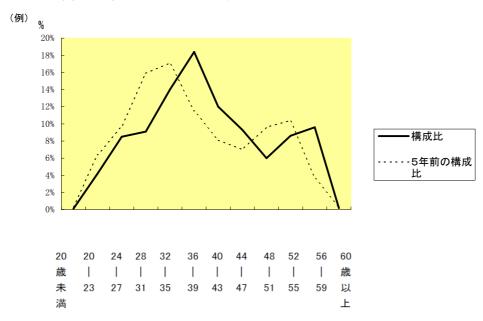
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区 分	職	数数	対前年	LE 34 TH
部	明		平成20年	平成21年	増減数	主な増減理由
		議会	6	6	0	
		総務	141	143	2	定額給付金業務による増
		税務	33	30	△ 3	組織の見直しに伴う減
		労働	1	1	0	
	般行	農林水産	23	21	△ 2	農業土木・農林振興業務の縮小に伴う減
普	政	商工	9	8	Δ1	商工労政業務の縮小による減
通会計	部門	土木	96	81	△ 15	道路管理、用地、建築指導、地域整備の業 務見直しによる減
部		民生	60	58	△ 2	館管理の運営見直しに伴う減
門		衛生	104	103	△ 1	環境センター業務見直しに伴う減
		1	473	451	△ 22	< 参考> 人口1万人当たり職員数 39.85 人 H21(類似団体)人口1万人当たり職員妻 54.06 人)
		教育部門	159	155	△ 4	学校教育、文化スポーツ業務の見直し及び 小学校校務員、幼稚園教諭配置見直しに伴
		消防部門	100	97	△ 3	消防業務見直しに伴う減
		小 計	732	703	△ 29	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 62.11 人 H21(類似団体)人口1万人当たり職員妻 75.43 人)
	病院		327	350	23	閉鎖病棟開設に伴う増
公営	水道	Ī	31	32	1	会計区分の見直しによる増
企会業計	下水	道	20	17	△ 3	会計区分及び組織体制見直しに伴う減
等部門	その	他	37	39	2	組織体制の見直しによる増
11		小 計	415	438	23	
	合	計	1,147 [1,229]	1,141 [1,229]	$\begin{bmatrix} \triangle 6 \\ 0 \end{bmatrix}$	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.81 人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	>	>	>	>	}	>	}	}	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
- 服貝奴	1	39	91	108	142	219	159	115	79	77	108	2	1,140

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標(公営企業職員を含めた全職員の数値目標)

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
人	人	人	%
1,211	1,150	61	5.04

(参考) 三田市における定員管理の数値目標(数・率)

計画期		
始 期 終 期		数値目標
平成17年4月1日	平成22年4月1日	5ヵ年で61人・5.04%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年~22年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	510	500	494	473	451		_	_
	増減		△ 10	\triangle 6	△ 21	△ 22		△37(%)	
教 育	職員数	173	170	166	159	155			_
	増減		△ 3	\triangle 4	△ 7	\triangle 4		△14(%)	
消防	職員数	95	95	96	100	97			_
	増減		0	1	4	\triangle 3		5(%)	
公営企業	職員数	433	439	428	415	438			_
等 会 計	増減		6	△ 11	△ 13	23		△18(%)	
計	職員数	1,211	1,204	1,184	1,147	1,141			1,150
	増減		△ 7	△ 20	△ 37	\triangle 6		△64(100.3%)	△ 61

⁽注) 1 計画期間は、17年~22年の5年間です。 2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

	V \ 7					
×	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	19年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
2	0年度	千円	千円	千円	%	%
		2,703,101	24,083	269,755	10.0	10.2

区 分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	30	125,905	28,983	55,704	210,592	7,020

市町村平均(政令指定都市除く) 一人当たり給与費 6,781

イ 特記事項

平成21年4月1日現在の給与等減額状況は次のとおりです。

-1	1)11 H OUT 45 WH 1 4	TPX 100 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10
		管理職手当
ſ	部長•室長級	10%削減
ſ	課長·副課長級	5%削減
ſ	措置期間	平成18年4月から平成24年3月まで

	給料(行政職給料表適用職員)
部長·室長級	5%削減
課長·副課長級	4%削減
課長補佐級以下	2%削減
措置期間	平成20年4月から平成24年3月まで

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
三 田 市	45.3 歳	382,542 円	584,978 円
市町村平均 (政令指定都市除く)	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三田市(水道事業)	三田市 (一般行政職)		
1人当たり平均支給額(20年度)	1人当たり平均支給額(20年度)		
1,857 千円	1,745 千円		
(20年度支給割合)	(20年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
3.00 月分 1.50 月分	3.00 月分 1.50 月分		
(1.60)月分 (0.75)月分	(1.60)月分 (0.75)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
•役職加算 5~20%	·役職加算 5~20%		

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

市町村平均(政令指定都市除く)					
1人当たり平均支給額					
1,768	千円				

⁽注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。

イ 退職手当(21年4月1日現在)

	三田市(水道事業)		Ξ	田市 (一般行政職)	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例持	昔置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定	2年前早期退職特例措置	1(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額	質 一 千円	一 千円	1人当たり平均支給額	2,987 千円	26,286 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)				8,024 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)				267,467 円
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	6 %		30 人	6 %

工 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)		1,104 千円					
支給職員1人当たり平均支	給年額(20年度決算	52,587 円					
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(20年		%				
手当の種類(手当数)		5					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記の職員に対する支約	給単価		
現場危険作業手当〈水道〉	右に同じ(又は右 の業務に従事した 職員)	所及び無限計とという。 「個科」という。 「個科」という。 「ので、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般で、一般	以上の深所にける作 に従事したとき トることなく又は危険 ことなく行う道路の 作業、指導監督に従 いて劇薬を取り扱う とさ、 に制薬を取り扱う といて警報伝達、被 気制である。 、後に大学に従事した は防災指令発令下 に、一、被害状況調 に、での防災作業 に、での防災作業 に、でいて、こだ、とき	(5) 2,000円 (深夜に及ぶ場合は 2,500円) (6) 1,000円 (深夜に及ぶ場合は	日額		
夜間特殊業務手当〈水道〉	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	水場職員が、萬	制勤務に従事する浄 助務時間が午後10時 時間帯に及び業務	1,200円	回数		
非常出動手当〈水道〉	右に同じ(又は右 の業務に従事した 職員)	職員が、(1)午後 による勤務に従 (2)勤務時間外 (水防配備及び	監督業務に従事する を10時以降に再出動 事したとき に予期し得ない事由 防災指令によるもの 動務に従事したとき	(1) 1,200円 (2) 1,300円	回数		
停水処分手当<(水道>	右に同じ(又は右の業務に従事した職員)	料金滞納にかれ 従事したとき	いる停水処分業務に	330円	日額		
年末年始特別業務手当〈 水道〉	右に同じ(又は右 の業務に従事した 職員)	年末年始の休めがあって勤務を	∃において特に必要 ;命じたとき	6,800円(勤務時間が4 時間未満の場合は 3,400円)	日額 (又は1 勤務)		

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(20	年	度	決	算)	5,655 千円
職	員1人	当	たり平	均	支 給	年額	(20	年 度	決	算)	189 千円
支	給	実	績	(19	年	度	決	算)	8,684 千円
職	員1人	当	たり平	均	支 給	年額	(19	年度	決	算)	280 千円

カ その他の手当(21年4月1日現在)

7 COMES 1 1 (8 1 1 17) 1 F SURE												
	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる内 容	支給実績	支給職員1人当たり							
手 当 名				(20年度決算)	平均支給年額							
					(20年度決算)							
扶養手当	上記4(6)の記載	内容と同様	です。	4,683 千円	223,019	円						
住居手当		"		2,892 千円	115,680	円						
通勤手当		"		2,383 千円	99,297	円						
管理職手当		ı,		3,147 千円	629,400	円						
休日給		"		0 千円	0	円						
夜勤手当		ı,		1,095 千円	219,036	円						
宿日直手当		ı,		0 千円	0	円						
管理職員特別勤務手当		"	•	0 千円	0	円						